

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七 二―（エチルアミノ）―二―（三―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>八（略）</p> <p>九 二―二―（略）</p> <p>二二三（略）</p> <p>二四 一―シクロヘキシル―四―（一・二―ジフェニルエチル）ピペラジン及びその塩類</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>七 N―（二―（二―（四―エチル―五―オキソ―二―テトラゾリン―一―イル）エチル）―四―（メトキシメチル）―四―ピペリジル）プロピオンアニリド（別名アルフェンタニル）及びその塩類</p> <p>八 二―二―（略）</p> <p>二二三 三―（二―（ジエチルアミノ）エチル）インドール（別名DET）及びその塩類</p> <p>（新設）</p>

二十五 (略)

二十六〜六十三 (略)

六十四 (略)

六十五 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―

フェニルアセトアミド及びその塩類

六十六 (略)

六十七〜九十三 (略)

九十四 (略)

九十五 四―メチル―五―(四―メチルフェニル)―四・五―

ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類

九十六 (略)

九十七〜百四 (略)

二十三 三・四―ジクロロ―N― α ―(ジメチルアミノ)

シクロヘキシル〕メチル〕ベンズアミド及びその塩類

二十四〜六十一 (略)

六十二 N―(一―フェネチル―四―ピペリジル)プロピオン

アニリド(別名フェンタニル)及びその塩類

(新設)

六十三 一―フェネチル―四―フェニル―四―ピペリジノール

酢酸エステル(別名PEPAP)及びその塩類

六十四〜九十 (略)

九十一 N―(二―(α―メチルフェネチル)―四―ピペリジ

ル)プロピオンアニリド(別名アルファ―メチルフェンタニ

ル)及びその塩類

(新設)

九十二 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―二―(

ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類

九十三〜百 (略)